

工業標準原案作成審議経過報告書の様式の入力方法について

経済産業省工業標準調査室 2017/02/27 作成

(1) 様式

様式は、次の 2 種類の xlsx ファイルです。

制定・改正用

廃止用

様式は、提案する種類に合ったファイルを使用してください。異なるファイルを使用すると、正しくアップロードされません。

ファイルは、1 原案につき 1 ファイルを作成してください。

(2) 入力方法

次の手順に従って作成してください。必須入力項目は項目名を赤字、準必須入力項目（入力内容により必須入力となる項目）は黒字で表示しています。

提案する種類に合った様式を開きます。

ファイル中の入力方法欄に示す入力方法に従って記入欄に入力します。

制定・改正用の入力方法欄にあるコードの選択肢は、この資料の 2 ページ以降を参照。作成したファイルを xlsx 形式で保存します。

(3) 修正方法

次の手順に従って修正してください。

(2) で作成した xlsx ファイルを開き、修正を行います。

修正したファイルを xlsx 形式で保存します。

(4) 電子申請

次の手順に従って CSV ファイルを作成・アップロードしてください。

(2) 又は (3) で作成した xlsx ファイルを、CSV 形式で保存します。

[Excel > ファイルタブ > 名前を付けて保存 > ファイルの種類から CSV (カンマ区切り) (*.csv) を選択して保存]

この CSV ファイルを、電子方式による申出に使用します。

使用コード一覧

(1) 重点分野コード (制定・改正用の審議経過報告書の 4 . 3 . 1)

| マスタ CD | マスタ名称 |
|--------|---------------------|
| 001 | 基礎的・基盤的分野 |
| 002 | 汎用的な分野 |
| 003 | 中小企業性の高い分野 |
| 004 | 公共目的・政策普及の観点から必要な分野 |
| 005 | 国際的対応が必要な分野 |

(2 - 1) 利害関係人からの申出に係る取扱い基準コード 工業標準化の利点があると認める場合 (制定・改正用の審議経過報告書の 4 . 3 . 2)

| マスタ CD | マスタ名称 |
|--------|---|
| ア | 品質の改善若しくは明確化、生産性の向上又は産業の合理化に寄与すると認められるとき |
| イ | 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与すると認められるとき |
| ウ | 相互理解の促進、互換性の確保に寄与すると認められるとき |
| エ | 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与すると認められるとき |
| オ | 技術の普及発達又は国際産業力強化に寄与すると認められるとき |
| カ | 消費者保護、環境保全、安全性確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与すると認められるとき |
| キ | 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与すると認められるとき |
| ク | 中小企業の振興に寄与すると認められるとき |
| ケ | 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与すると認められるとき |
| コ | その他、部会又は専門委員会が認める工業標準化の利点があると認められるとき |

(2 - 2) 利害関係人からの申出に係る取扱い基準コード 工業標準化の欠点があると認める場合 (制定・改正の審議経過報告書用の 4 . 3 . 3)

| マスタ CD | マスタ名称 |
|--------|---|
| ア | 著しく用途が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものであり、工業標準化の利点に勝ると認められるとき |
| イ | 技術の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等によってその利用が縮小しているか、又はその縮小が見込まれるとき |
| ウ | 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいないと認められるとき。または、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていないとき |
| エ | 当該申出原案の内容及び既存の JIS との間で著しい重複又は矛盾が認められるとき |
| オ | 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格との整合化について、適切な考慮が行われていないと認められるとき |
| カ | 対応する国際規格が存在しない場合、当該 JIS の制定又は改正の輸入への悪影響について、適切な考慮が行われていないと認められるとき |
| キ | 申出原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難であると認められるとき |
| ク | 申出原案が海外規格 (ISO 及び IEC が制定した国際規格を除く) その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていないとき |
| ケ | 技術が未成熟等の理由で、JIS とすることが新たな技術開発を著しく阻害する恐れがあると認められるとき |
| コ | 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていないと認められるとき |
| サ | 工業標準化法の趣旨に反すると認められるとき |

その他

(1) 国が主体的に取り組む分野に該当する場合の内容 (制定・改正用の審議経過報告書の 4 . 3 . 5)

この項目を記入する場合は、規格案審議ガイドライン 別紙 2 (国が主体的に取り組む分野の判断基準) から選択して記入してください。

規格案審議ガイドライン 別紙 2 は、日本工業標準調査会ホームページ <http://www.jisc.go.jp/jis-act/proposal.html> の JIS 等原案作成マニュアルを参照。

(2) 市場適合性への該当が有の場合の内容 (制定・改正用の審議経過報告書の 4 . 3 . 7)

この項目を記入する場合は、規格案審議ガイドライン 別紙 3 (市場適合性に関する判断基準) から選択して記入してください。

規格案審議ガイドライン 別紙 3 は、日本工業標準調査会ホームページ <http://www.jisc.go.jp/jis-act/proposal.html> の JIS 等原案作成マニュアルを参照。

(3) 意見受付原稿情報 (制定・改正用の審議経過報告書の 8 . 1 ~ 8 . 3)

制定・改正の場合は、8 . 1 ~ 8 . 3 を入力ください。

e-JISC の画面で、意見受付原稿情報欄に“飾り文字使用有無”というチェックボックスがありますが、このチェックボックスは使用しないでください。

8 . 3 の同等性記号は、全体評価の記号を入力します。つまり、対応国際規格が複数ある場合には、それぞれの同等性記号を個別に入力するのではなく、全体評価の記号を一つだけ入力ください。また、対応国際規格がない場合は、8 . 3 には「なし」と入力してください。

8 . 2 の記入例を、次に示します。

【 8 . 2 の記入例】

《制定の場合》

この規格は、 について標準化を行い、生産及び使用の合理化、品質の向上を図るために制定するものである。

主な規定項目は、次のとおりである。

- 1 . 適用範囲
- 2 . 引用規格
- 3 . 用語及び定義
- 4 . 品質
- 5 . 試験方法
- 6 . 表示

《改正の場合》

この規格は、 について規定したものであるが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正を行うものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ・ を追加する。
- ・ を削除する。
- ・ を に変更する。

“この規格は、 について…”の“ ”の部分は、申出する JIS 原案の適用範囲を記入ください。例えば、JIS 原案の適用範囲に“この規格は、…について規定する。”といった記載がある場合は、“…”の文言を“ ”にコピー&ペーストしてください。

規定項目又は改正点は、4.2 (2. 制定の場合は規定する項目を、改正の場合は改正点の内容) をコピー&ペーストしてください。

(4) e-JISC の画面上で入力する項目

工業標準原案作成審議経過報告書にはなく、e-JISC の画面上だけで入力する項目がありません(次の2点)。どちらも必須項目ですので、画面上での入力を忘れないようにしてください。

- ・ 原案作成機関名 1~4
- ・ 対応する国際規格との整合性登録